

★ 建設工事の入札及び契約に係る情報の公表に関する規則の一部を改正する規則（規則第四十七号）（建設産業課）

一 改正の要旨

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部が改正され、公共工事の発注の見通し並びに入札及び契約に関する事項の公表を不要とする工事の対象が改められたことを踏まえ、建設工事の入札及び契約に係る情報の公表を不要とする工事の対象の改正を行った。

二 施行期日

令和七年七月一日